

文 教 産 業 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 平成 31 年 3 月 12 日（火） 午後 2 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 7 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 2 時 40 分 閉会 午後 4 時 00 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 31 年 3 月 12 日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆さん、お疲れ様でございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、7 日に引き続き、文教産業常任委員会を開会します。それでは、初めに、議案第 13 号「平成 31 年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 それでは、お手元にお配りした資料により、議案第 13 号「平成 31 年度長門市水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収入及び支出予算ですが、事業収益では営業収益といたしまして年間有収水量に応じ、給水収益、これ上水、簡水合せてですが、5 億 6,130 万円と見込み、他会計補助金など営業外収益と合わせ 7 億 4,975 万 2 千円を計上し、事業費用では営業費用といたしまして施設の維持管理費用や事業運営に要する経費及び減価償却費等を費用化し、企業債償還利息など営業外費用と合わせ 7 億 1,722 万 3 千円を計上しており、予算書の 18 ページの予定損益計算書にお示ししていますとおり 316 万 5 千円の当年度純利益を見込んでいます。

次に、資本的収入及び支出予算ですが、収入では支出の財源といたしまして企業債や補助金等により 3 億 1,119 万 2 千円を受け入れる予定とし、支出では建設改良費といたしまして湯本浄水場整備工事や市道長門高校線送配水管布設替工事など老朽管の更新工事等を行う予定とし、企業債償還金と合わせ 6 億 5,662 万 6 千円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 3 億 4,543 万 4 千円につきましては、損益勘定において減価償却費の費用化により留保いたしました内部留保資金等で補填する予定としています。以上、補足説明とさせていただきます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 1 ページ、第 2 条、業務の予定量では長門上水道事業、俵山簡易水道事業とも昨年度と比較して給水戸数は減少しておられますが、給水戸数が減少すれば、年間給水量も減少すると予想されますが、予算書では逆にそれぞれの事業で増額となっております。年間給水量の算定について伺います。

古川管理課長補佐 給水戸数については、市内の世帯数の減少の影響もあり、実際の給水戸数についても減少傾向にあるため、給水区域内人口の減を見込んで、平成 30 年度予算の 1 万 4,464 戸から 174 戸減少の 1 万 4,290 戸と見込んだところであります。一方、年間給水量につきましては、平成 29 年度決算において民間企業の給水量の増加、民間企業がまあ、給水量の増加していることも加

味しまして、平成31年度では見込の給水量を増やして、実際の給水量と大幅な、かい離の生じないように見込んでおります。

中平委員 続きまして予算書2ページですが、予算書第4条の資本的収入及び支出のうち資本的収入の総額が昨年度比1億円増額となっている理由についてお伺いいたします。

大田管理班主査 資本的収入が増加しています主な理由でございますが、資本的支出の構築物整備改良費で平成30年度に詳細設計を発注しております、湯本浄水場整備事業、こちらの本体工事を予算計上するなど、建設改良費自体が増加しているので、この財源として企業債及び補助金が増加しております。

重村委員 予算書でいうと10ページですかね、資本的収入及び支出の欄で補足説明にも少しありましたが、当然、何て言いますか、安心安全な水を送るといのが大事業ですけれど、これからの事業となると戦いといのが、老朽管の布設替えというものと、向き合わないといけないというふうに思っているんですけれど、今回の予算書で見ると2億280万円ぐらい老朽管の布設替工事ということで、予算案が提出されています。それで、これ総延長距離にするとですね、この2億280万円というのは大体どのくらいの距離になるのか、ざっとでいいですけど、例えば3キロとか3.5キロとかそこらあたりという資料はございますか。

中尾水道班主査 延長につきましては送水管、配水管を含めまして2,170メートルを行う計画としております。

重村委員 はい、わかりました。それとですね、次の11ページにですねキャッシュフローの計算書が出ていますが、3番のところに予算書のほうにもこう書いてありますが、企業債による収入、結局借り入れを2億6,450万円起こして、そして企業債の償還金、戻す方に2億2,498万円ということで、普通の家計から見ると、借金をたくさんして、それよりも少ない額しか戻さないという、平成31年度たまさか、こうなったのかしれませんが、この財務状況キャッシュフローの中で、水道局として見解というのをちょっと尋ねたいと思います。

田村管理課長 冒頭で局長のほうから説明いたしましたけれど、平成31年度は湯本浄水場という整備に入ります。5年かけてやるつもりですけど、この事業が突出しておりまして、それに対する今の企業債の収入が多いということで、以前は田上の浄水場とかありましたけれど、ここでも今の水道ビジョンに基づいて、次の水道ビジョンに基づく、次の湯本の浄水場に入るとということで、それが終息すれば、また次の水道ビジョンに行くわけですけど、そうやって今、水道ビジョンの計画の中で資金の状況も勘案しながらいくということで、今回は企業債の借り入れの方が多いですけど、後々そこは収束して行って、中長

期でその分をみていくという状況にしております。

重村委員 それじゃ、その下です。以前の補正予算のところでも少し言いましたけれど、資金増加額をみるとですね、平成 31 年度の見込みというのも 1 億 5,673 万 2 千円減少するということで期首残高に比べて、期末残高は先程、言った数字ほど少ない 2 億 4,998 万 6 千円ということで、まあ金額といいますか数字だけ見ますとね、非常に不安だなというのが受け取れるんですよ。結局キャッシュがですね、どんどん減っていくということだろうと思うんですよ。このあたりの見解を少し聞かしていただいたらというふうに思います。

大田管理班主査 キャッシュフローの資金の残高についてですけれども、キャッシュフロー自体はですね、年度末のこの表で行きますとキャッシュが 2 億 4,900 万円程度見込んでいるわけですが、キャッシュフロー自体ですね毎年、毎年まあ、そのトレンドがあるわけではなくて、年によっては未払い金が多く発生したり、未収金が多く発生したり、例えば工事費の支払いが遅れたりとか、そういったことで影響を受けまして 3 月末時点での期末残高というのは、あまり一定していないものでございます。ただ言われるようにキャッシュが減るということは、経営に悪影響を今後、及ぼしていくということもございますので、実際予算書では見えませんが留保資金等もですね、年々減っている状況でございますので、水道事業なかなか、経営が厳しいと認識をしております。

大草委員 先程、あった老朽管の布設替工事ですけども、長門市全体では何パーセントぐらいになるんですか。

中尾水道班主査 平成 29 年度末でございますが、40 年を経過しておる老朽管につきましては長門市全体で約 7 万 6,300 メートルでございます。パーセンテージは 15.6%になります。

大草委員 ということは、平成 29 年度水道ビジョンによると、まだ平成 43 年度までに、後 85%やるということになるんですよ。

中尾水道班主査 一応その目標でやっております。

中平委員 今のところで工事請負費の下委託料、これ配水管の委託料について昨年度より 500 万円ほど増額となっておりますが、その要因をお教え願います。

宗村施設整備課長 この委託料 500 万円につきましては、昨年 7 月に深川湯本の三ノ瀬、四ノ瀬地区より要望がありました、上水道整備につきまして事業化検討についての参考とするため、基礎調査費用として委託料を 500 万円を計上しております。当地区は地域の特性として、山あいの高低差のある地形なうえ、河川や J R 等により分断されており、膨大な費用が予想されることから湯本配水池からの直接配水が可能であるか、加圧ポンプ等の必要性などを確認するため、高低差測量や現況調査を実施するものでございます。

中平委員 同じく予算書10ページの資本的支出構築物整備改良費の工事請負費について、新規事業として湯本浄水場整備工事が1億2,800万円ほど計上されておりますが、これ先ほどこちと説明もありましたが、概要をもう一度説明願います。

中尾水道班主査 湯本浄水場につきましては、昭和38年に建設され、55年が経過しており、施設全体で老朽化しており、痛みが進んでおりますので、また耐震基準を満たしていないことから隣接地に改築更新を行うものです。今年度実施設計業務を行っており、平成31年はブロック形成池と沈殿池の躯体築造工事、送水ポンプの電気室建築工事を行うため、工事請負費1億2,800万円を計上したものです。また、建築工事の管理業務として委託料300万円を計上しております。

先野委員 いいですか。これ新しい湯本浄水場の整備は、先ほどから出ている水道ビジョンに沿って複数年に渡って整備されるものと認識しています。それで、浄水能力は適正な能力になっているのか、また完成までの期間及び工事の計画について伺います。

中尾水道班主査 湯本浄水場の整備にあたっては、水道ビジョンに沿って昨年5月に長門市水道事業の変更認可を行っており、策定の中で全体の給水人口や給水量を見直しており、水道施設の能力の余裕と不足に応じて地区間運用を加味した施設規模としております。整備工事については、平成31年度から平成35年度までの5ヶ年を予定しており、平成31年、32年で躯体築造工事や建築工事を行いまして、平成33年から35年度までの3ヶ年で機械電気設備を計画しております。

重廣委員 5ヶ年計画で、トータルの金額と言ったらどのくらいをみとってですか。

中尾水道班主査 いま、今年度業務委託を出しておりまして、まだ完全に正確な数字等は出ておりませんが、平成31年度の予算を上げる段階では7億2,000万円と聞いております。

先野委員 資本的収支の予算10ページ、支出の項目5目「水源開発費」の大河内ダムの建設事業費負担金について、31年度の事業内容及び進捗率、事業の見通しについて伺います。

宗村施設整備課長 大河内川ダム建設事業の平成31年度の事業内容は、付替県道長門秋芳線の整備と、林道の取付工事を予定されていると聞いております。平成30年度末の進捗率は44.3%で、事業の見通しにつきましては、現在用地買収がほぼ完了し、付替道路の整備が6割程度完了しており、完成につきましては平成37年度の見込みであると県より聞いております。

先野委員 将来の投資の財源となる、内部留保金の残高ですが、どの程度ある

んでしょうか。また、平成 20 年度に水道料金が改定されたと思いますが、その後職員の人数がどういうふうに変ったのかお伺いします。

田村管理課長 水道料金の改定は平成 20 年度に行われていますが、その 20 年度の決算段階での内部留保資金につきましては、約 4 億 4,700 万円でございますが、平成 31 年度当初予算ベースでは、約 2 億 8,200 万円を見込んでおります。また、職員数につきましては、水道料金を改定した 20 年度は 19 人、31 年度の当初予算では 15 人となり、4 名の減となっております。

先野委員 先ほど重村委員の答弁の中で、なかなか水道事業は厳しい話をされたと思います。これ人件費の削減を取り組んで、費用の圧縮に努められていることはこれは評価できます。人口減少や少子高齢化に伴い、給水戸数も減少して、今後は収益の柱となる水道料金収入も減少することが見込まれています。将来の投資も必要であります。このような状況の中で、他の営業収益、たとえば広告収入等、これだけではないと思いますが、他の営業もありますけれど、収入の確保に努めるといった考えはないのかお伺いします。

古川管理課長補佐 現在、封筒や検針表に広告は掲載しておりますが、全体の収入から見たら極めてわずかな収入でございます。その広告の依頼につきましても、今もこちらからお願いして掲載しているのが現状であります。広告収入につきましては、増というのは今後、見込まれないのかなとは思っております。営業についても基本、水道事業というのは水を売るのが現状でございますので、新たにというのがなかなか思いついていないのが現状でございます。

先野委員 最後にしますけど、水道料金は消費税の改定に伴う料金改定以外では、先ほど答弁もありましたけど、平成 20 年度に改定して 10 年以上が経過しております。水道事業の運営に必要な収益を確保するためには、水道料金の値上げも視野に入れることも考えられると思いますが、この水道料金の増額改定についてどのように考えているのかお伺いいたします。

谷村上下水道局長 水道事業につきましては、現在、有収水量の低下に伴いまして、料金収入が減少傾向にある中、施設の老朽化に伴う改築更新が必要となっております。特に油谷地区におきましては、1970 年代後半に管路整備が地区全体に渡って集中的に行われておりますため、現在、耐用年数を過ぎた水道管が急速に増えております。また、平成 31 年度から本体工事に着手いたします、湯本浄水場整備事業のほか、水道ビジョンにおいて、ほかの他の施設につきましても更新が見込まれております。加えまして、施設の改築更新の財源となります、内部留保資金につきましても年々減少傾向にあるため、平成 31 年度に経営戦略を策定する中で、適正な水道料金の改定について検討していくことが重要と考えております。

南野委員長 ほかにご質疑はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ほかにご質疑

もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林 委員 お疲れ様です。それではただ今、議題となっております、議案第 13 号の「平成 31 年度長門市水道事業会計予算」について反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。平成 31 年度長門市水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 7 億 1,722 万円、資本的支出で 6 億 5,663 万円となっており、湯本浄水場更新事業の本体工事の着手や、老朽管の布設替え等の予算が計上されております。これらの個々の事務事業について異論を唱えるのではありませんが、反対の大きな理由は、先般の議案第 10 号の討論でも申し上げたように、10 月からの消費税の 10%増税を見込んだ予算になっていることであります。具体的には収入においては水道料金等で約 370 万円、支出においては備用品費、光熱水費、委託料、修繕費、工事費等で約 950 万円を見込んでおります。また、水道事業会計は消費税の納税義務者であり、平成 31 年度予算では消費税 2%増額が加味された消費税還付金を算出計上しております。詳細な理由は議案第 10 号と重複しますので割愛させていただきますが、以上のことから議案第 13 号に対する意見といたします。

南野委員長 ほかにご意見はございませんか。（なしと呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 14 号「平成 31 年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 それでは、お手元にお配りしております資料によりまして、議案第 14 号「平成 31 年度長門市下水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収入及び支出予算ですが、事業収益では営業収益といたしまして年間有収水量に応じ、下水道使用料、公共と農集と漁集を合わせてですが、5 億 1,624 万 6,000 円と見込み、他会計負担金など営業外収益と合わせ 17 億 8,454 万 3,000 円を計上し、事業費用では営業費用といたしまして施設の維持管理費用や事業の運営に要する経費及び減価償却費等を費用化し、企業債償還利息など営業外費用と合わせ 17 億 5,142 万 2,000 円を計上しています。

次に、資本的収入及び支出予算ですが、収入では支出の財源といたしまして、企業債や国庫補助金等により 8 億 9,740 万 7,000 円を受け入れる予定とし、支出では建設改良費といたしまして、東深川浄化センター汚泥消化設備改築工事や仙崎中部地区管渠施設改築更新工事等を行う予定とし、企業債償還金と合わせ 13 億 4,272 万 2,000 円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4 億 4,531 万 5,000 円につきましては、損益勘定において

減価償却費の費用化等により留保した内部留保資金等で補填する予定としております。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは1点だけお尋ねします。この平成31年度から包括的維持管理業務というのが始まります。それで、総額から見ると、下水道事業費用というのはさほど金額的にはですよ、昨年度の当初予算から見ても、そんなにそんなに色ないと言いますか、変わらないというふうに読んでいるんですけど、この包括維持管理業務で期待するもの、今まで縷々、説明もございましたけど、今年度31年度に期待するものとしてどのように考えているか聞いて。

田村管理課長 東深川浄化センターは、この4月から包括民間委託で開始されます。この1月から3月は準備期間で、今まただ中ということになっています。以前からお示ししていますとおり、今まで東深川浄化センターの職員が、技術職員で採用されたり、そこで技術を養ってきた技術職員というのが年々退職していきまして、いま補充されているのが事務職員中心という形になっております。まずその専門職の職員がいなくなるということで、その技術の継承ができないという、それで職員全体も減っておりますので、ここで大きく民間の専門的な技術を頼るということで、第2次総合計画をはじめ、ずっとそこを位置付けて、このタイミングですという形です。先ほど委員が言われたように、経費としてはさほど削減はできておりません。試算によりますと、だいたい、ざっくりですけど、350万円程度くらいかなという感じで考えておりますけど、そこで職員が、今まで予算上ではございますけど、4人張り付けていたものが1人は包括の監督とか監視とか全体の責任という形で、センター長残りますけど、それ1人ということで、3人減という形ができます。それによって市長部局のほかのところに行くという形になりますけど、そこで職員を減らされて目には見えませんが、全体的な削減に繋がる。それと、やはり今は災害等が発生してきておりますので、この包括でJVを含んでやっていただいておりますけど、地元の長門環境管理センターとJVと組んでいただくということで、将来的な地元の長門環境管理センターの職員もそこに張り付いていただいて、言えば、将来的にはJVの大手から今一緒に入っている地元の企業が成長していったら、そこで事業の継承が成り立てば、大手の会社に落とすお金も地元のほうにセーブできるということになると思いますので、将来的な意味ではそのほうを検討しているという状況でございます。頭に浮かんでいるのは以上です。

南野委員長 ほかにご質疑はございませんか（なしと呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林 委員 お疲れ様です。それではただ今、議題となっております、議案第 14 号の「平成 31 年度長門市下水道事業会計予算」について反対の立場から簡潔に意見を申し上げます。平成 31 年度長門市下水道事業会計の予算規模は収益的支出で 17 億 5,142 万円、資本的支出が 13 億 4,272 万円となっており、老朽化が進む処理施設や管梁施設の改築更新、それから青海開作地区の農業集落排水施設の公共下水道への接続工事等の予算が計上されております。これらの個々の事務事業について異論を唱えるものではありませんが、反対の大きな理由は、先般の議案第 10 号及び議案第 13 号の討論でも申し上げたように、10 月からの消費税の 10%増税を見込んだ予算になっていることであります。具体的には収入において、下水道使用料、し尿処理負担金等で約 300 万円、支出においては備商品費、光熱費、委託料、修繕費、工事費等で約 1,500 万円を見込んでおります。また、下水道事業会計は、消費税の納税義務者であり、平成 31 年度予算では、消費税 2%の増額が加味された消費税還付金を算出計上しております。詳細な理由は、議案第 10 号と重複しますので割愛させていただきますが、以上のことから議案第 14 号に対する意見といたします。

南野委員長 ほかにご意見はございませんか。（なしと呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機願います。

— 休憩 15 : 10 —

— 再開 15 : 12 —

南野委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 18 号「長門市景観条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 それでは議案第 18 号「長門市景観条例」について補足説明をさせていただきます。本市は平成 28 年 4 月 1 日に景観行政団体となりまして、平成 29 年 3 月には景観まちづくり刷新事業の関係もございまして、先行して、湯本 3 地区においては、「長門湯本地区景観計画」を策定するなど、景観法を活用した景観まちづくりを推進しております。本議案は、平成 31 年度から施行予定としております「長門市景観計画」の具体的な実行にあたり、景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めるため、長門市景観条例を制定するものでございます。なお、法に基づき、建築物や工作物の新築、増改築等を行う場合には、届出が必要となりますが、法の委任規定に基づき、届出の必要な行為と届出の適用除外になる行為を条例で定めることとしております。届出

の必要な行為は、景観形成重点地区となります湯本地区においては、全戸が、変更命令の対象となる特定届出対象行為となります。また、それ以外の一般地域においては、景観に大きな影響を及ぼす一定規模以上の大規模建築物等が、特定届出対象行為となります。以上で、議案として提出しております本条例の補足説明を終わります。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林 委員 それでは議案第 18 号について、幾つかお尋ねいたします。提案されている条例の上位法である景観法というのはですね、土地都市緑地法、屋外広告物法とともにですね、景観緑 3 法と言われております。そこでね、ちょっと確認いたします、景観行政団体というのは、景観法に基づいて景観計画を定めることができ、政令指定都市、中核都市は自動的に景観行政団体となります。そして、本市を初め、その他の市町村は都道府県との協議、同意により景観行政団体となることができ、その他の地域は都道府県が景観行政団体になるという解釈で間違いないのか、またですね体系的には景観法に基づいて、景観計画を策定して、景観条例を制定するというふうに認識をしておりますけれど、これに間違いありませんか、お尋ねいたします。

西島都市建設課長 林委員の認識のとおり、間違いございません。

林 委員 それでは部長の補足説明がありました。もう一度確認いたします。いま言った景観計画というのはですね、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や、それから整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめる計画であります。具体的には、景観行政団体が景観計画を策定し、区域や一定の行為に対する届出、勧告の基準を定めることや、届出、勧告対象の行為は、条例で付加、除外どちらも可能であると解釈しておりますけれど、これに間違いありませんか、お尋ねいたします。

西島都市建設課長 届出並びに勧告の対象行為について、委員の解釈について間違いございません。

林 委員 わかりました。それでは、いま言った確認事項をふまえて条例の条文に従って、ちょっとお尋ねいたします。まずは市民の責務を定めた第 4 条の趣旨ってというのは、本市における良好な景観形成を推進するため、市民の責務を規定したものであります。第 1 項の逐条解説には、市民一人ひとり、自らの暮らしが長門市の景観形成に影響を与えていることを理解し、景観に配慮した住まいづくりや自宅周辺の美化活動など、身近なところから自主的に取り組んでいくよう努めるもの。とあるが、具体的な取り組み事例をお尋ねしたいのと、それと併せてですね、地域づくりや景観づくりの活動に対する地域住民の意識

の問題等、こういった課題や問題があると考えておられるのかお尋ねいたします。

西島都市建設課長 まずは景観計画をする中で、市民に色々アンケートを行いました。景観の重要性については、市民の約 70%の方がご認識を頂いているというところがありますけれども、なかなか実際の行動については、都合がつけば参加したいとか、参加は難しいとか、消極的な意見も目立っております。景観形成はですね、時間をかけて行う必要があって、短期間でなかなか成果を出すのは難しいと思います。身近な取り組みとして、ゴミのポイ捨てとか、自宅の緑化だとかそういった身近なところからの協力はできるというアンケートの結果も得られておりますが、市民の意向として、なかなか積極的な活動については、なかなか後ろ向きなというか、消極的なご意見が多かったということで、身近にできることは実践したいという市民のお考えがあらうかと思っております。

林 委員 わかりました、次にですね、第 4 条 2 項は、市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない、とあります。逐条解説には、地域と調和した景観形成を図るため、行政の景観形成施策への協力を努めるもの、としておりますけれども、この 4 条 2 項の協力しなければならないというのは一定の強制力を伴った条文とも解釈できなくもありません。これは第 5 条の 2 項とも関連いたしますけれども、これのちょっと見解をお尋ねしたいと思います。

西島都市建設課長 今 4 条 2 項の件ですけれども、景観法の第 6 条に住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない、と規定がございます。この条文に沿ってですね、定めたものなんですけれども、内容については逐条解説にあるとおり、協力を努めるということで、書かして頂くとおり、強制力を表に出した考えはございません。

林 委員 それでは景観法の第 6 条の規定を準用したということで、強制力を伴ったものではないということは、いま確認しました。次にですね事業者の責務を定めた第 5 条の趣旨はですね、本市における良好な景観形成を推進するため、事業者の責務というのを規定したものであります。その第 1 項の逐条解説には事業者は、事業活動が景観形成に影響を与えることを理解し、事業活動を通じて、地域活性化や良好な景観の形成に努めるものとしてですね、事業所や店舗なども本市の景観に大きな影響を与えることを認識し、周辺景観に配慮したデザインや敷地内の緑化など、自主的に周辺景観と調和した景観の形成に努めるものとなっておりますけれども、このですね、その影響を与えるべき事業者の

取り組みについて、どう考えているのかお尋ねいたします。

西島都市建設課長 事業者の土地利用や事業に供する建築物っていうのは、一般的に、一般住宅と比べ規模が大きくなります。当然、企業の特徴を表わすために華美になりやすいということで、一般住宅に比べれば、景観に与える影響は大きいと、大体想像がつこうかなと思っております。そのため、本条で事業者の責務を明らかにしたところがございますが、事業者の決して事業活動を極端に阻害するものっていうか、制限するそういうものであってはいけないと考えておりますので、一般地域についてはゆるやかな景観形成基準とさせていただいておるところです。具体的には景観計画とか、制度の浸透、そういったものをこれから事業者に諮っていかなくてはいけないんですけれども、これまでもアナウンスはさせて頂いているところなんですけれども、引き続きまして、市ホームページとか、チラシ、そういったものを活用して制度の周知を図っていきたいと考えております。

林 委員 分かりました。次に、景観形成重点地区の指定を定めた第 7 条の趣旨というのは、景観形成重点地区の指定について規定したものであります。第 7 条の 1 項及び 2 項の逐条解説には本市の景観計画区域は、一定規模以上の行為に対して、景観形成を図る上で最低限守るべきルールを定める「一般地域」と、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める「景観形成重点地区」に区分するとあり、湯本地区のように、特に景観形成を図る必要がある地区については、「景観形成重点地区」の指定ができるものとし、地区ごとの景観形成に関する方針や行為の規制等、必要な事項を定めるものとしております。そこで、先ほど部長の説明でもありましたように、平成 29 年 3 月に長門湯本地区景観計画が策定され、景観法を活用した景観まちづくりを推進しており、国土交通省の景観まちづくり刷新モデル地区に指定をされております。この湯本地区は、先行的に長門湯本地区景観計画に基づいて行為の制限が行われておりますけれども、これは景観法の第 16 条を根拠にしたものであります。そこでね、これは、この条例の第 7 条の 1 項の規定とどういうふうに関係しているのか、お尋ねいたします。

西島都市建設課長 今ご指摘の長門湯本地区景観計画でございますけれども、この計画では特に区分を行っておりません。一般地域とか重点地区とかですね。今回市内全域を対象とした長門市の景観計画においては、景観形成に重要な役割を果たす地区だとか、形成を進めるにあたって特に重要と認められる地区について本条の 7 条 1 項に基づいて重点地区と指定を行うということにしております。

林委員 それで、景観形成重点地区に指定される湯本地区でありますけれども、これがですね観光のための景観づくりなのか、地域に住んでいる住民のための

景観づくりなのか。その点の見解というのをお尋ねしたいと思います。

西島都市建設課長 端的に申し上げれば両方に関わるのではないかと考えております。景観づくりに取り組む意義とか期待できる効果としては、地域に対する満足感、誇りとか愛着とかそういったものを高めるということ、また、快適な生活環境を目指すだとか、観光、交流人口の増加とかそういったもので地域の活性化並びに活力を見出すと、そういったもの。また、個人の住宅等の資産価値の向上にも繋がるのではないかと考えております。

林 委員 今両方だと。住んでいる住民のための景観づくりであり、観光のための景観づくりであるということは今おっしゃいましたね。では、湯本地区が景観形成重点地区に指定することによって、じゃあ具体的に何がどう変わるのかお尋ねいたします。

西島都市建設課長 湯本地区についてはこの度の景観計画で重点地区とさせていただいたところなんですけども、湯本地区では届出の対象となる行為が建築物であれば規模に関係なくすべての行為となります。また、形成基準においても、屋根の形状だとか、外壁の色彩等を具体的に個々細かに定めております。これらのことは平成 29 年の 3 月に計画した、長門湯本地区景観計画においても同様の運用を行ってきたところなんですけども、具体的に変わるということであれば条例化することによって法的な拘束力が発生するということになります。基準を満たさなければ、これまで勧告までしかできなかったところなんですけども、条例を制定することによって、変更命令等が可能になるという、ここのへんが大きく変わる点だと考えております。

林 委員 あまり私ばかり議論するとはほかの方もいろいろ意見があると思いますので、これでいったん終わりますけれども、じゃあ具体的に変わるのは、今課長の答弁で言うと、法的拘束力ということを言われましたね。この関連でこの条文の体系を見ますと、第 3 章は景観法に基づく行為の規制等がうたわれておって、第 9 条の「事前協議」から、第 21 条の「空地等に係る要請」まで、13 の条文で構成されております。届け出対象行為に該当する事案において、今おっしゃいましたね、変更命令に従わない場合の罰則規定というのはあるのか。あるとすればどういうものか、お尋ねいたします。また、これらの条文の規定は、場合によっては係争事案に発展する可能性も否定できないと思われますけども、この点についてどう考えておられるのか、重ねてお尋ねいたします。

西島都市建設課長 変更命令に従わなかった場合でございますけども、景観法によりますと 50 万円以下の罰金と。そのほかに現状回復命令が可能となります。更に、現状回復命令に従わなかった場合は、1 年以下の懲役、または 50 万円以下の罰金ということがうたっております。最後に係争事案、裁判にという恐れも可能性としてはあろうかと思っておりますけども、市としてはそうならないように

ということで、事前協議の段階で、届出をされる方と十分に協議をさせていただいて共通の認識のもと、計画を進めていきたいと考えております。

先野委員 1点だけ僕聞きたいんですが、質疑が岩藤さんからあって、過去において条例に該当する建設物や工作物があるのかという問いに対して、いま湯本地区のことはだいたい林さんが聞かれたのでだいたいの内容は分かりましたので、湯本地区以外の一般地域ですね。対象となる高さが13m、3階建て以上延べ床面積500㎡以上の既存建築物は、総建築物の約2%であるという話をされたと思うんですが、そのような建物があった場合の対応と、色彩の規定等などの基準があるのかどうかお伺いします。

西島都市建設課長 岩藤議員の質疑の中で、早川部長がお答えさせていただいたと思っておりますけども、一般地域において、届出対象行為に該当する場合のお尋ねと思いますが、長門市景観条例が施行される4月1日の施行予定にしておりますけども、のちに、建築物の新築や増改築、外観の変更などが計画された場合に、届出をしていただくということになりまして、既存の建物をすぐに規制するものではございません。また色彩についても、長門市景観計画の景観形成基準で定めておりますけども、茶系色や無彩色、彩度の低い落ち着いた色彩で、周囲の景観に配慮した配色に努めるということにさせていただいております。届出対象行為に該当する場合には、事前協議を通じて届け出をされる方と共通の認識が持てるよう協議をさせていただきたいと考えておりますし、いまある既存建物の色彩を規制するものではございません。

中平委員 これ林委員の多分、最終的に言われることと一緒になるかと思いますが、日本国憲法の第21条、基本的人権に集会・結社及び出版その他一切の表現の自由という記載があります。これ突き詰めていったら、景観条例もあまりにも厳しくしたら、一切の表現の自由に抵触されるということはありませんでしょうか。

西島都市建設課長 今回、条例で定めていましたけども、景観計画の中で、努めなければならないというような、努力目標的なそういった表現に逐条解説でもさせていただいております。そういった、努力目標的なものということでご理解いただいて、決して強制するものではないということでご理解いただければなと思っております。

中平委員 先ほどの答弁では、50万円以下の罰金等と改善命令も、今あるものを撤去しなさいよみたいな答弁があったと思いますが、係争事案になって、そういうことに、なんて言うんですか、憲法を盾に係争事案が起こった場合、その改善命令で罰金等、どうされるんですか。

西島都市建設課長 今の罰則規定が、国が定めている景観法によっているわけで、同じくこの法律でございますので、係争になれば、その解釈は裁判所にご

判断いただくということになるかと思います。ただ、先ほども申しましたように、そうならないように事前協議で十分ご理解いただきたいと考えております。

中平委員 事前協議でかなり努力されるということですが、実際問題、裁判になったら受けて立つと、長門市は。景観法を基に。そういうことでございますか。

西島都市建設課長 仮にそういう事案が発生した場合には、顧問弁護士の方もしらっしゃいますので、そういった方とご協議しながら、当然、市長とそういった協議をしながら対応については検討してまいりたいと思っております。

林 委員 先ほどの質疑に続いていくつかお尋ねいたします。いいですよ、憲法上の話はしませんから。景観法の話をして憲法の話はしませんから安心してください。次に第 5 章は、景観まちづくりの推進とうたわれておりますね。その景観協定を定めた第 28 条の趣旨というのは、景観法第 81 条第 1 項の規定による景観協定の認可に係る手続きを規定したものであります。第 28 条 1 項から 4 項までの逐条解説には、逐条にはなんて書いてあるか。景観協定制度は、住民が自らの手で地域のよりよい景観の維持、増進を図るために、景観計画区域内の一段の土地について、土地所有者等の全員の合意によりその土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定として文書化する制度とあり、この協定では法に定める景観計画等の規制よりも、厳しい規制概要とすることや規制手法にはなじまないソフトな事項について定めること等も可能となっておりますが、土地建物または工作物の利用を不当に制限することはできないと逐条ではうたってますね。これらは、具体的にどういった内容であって、どういう場合を想定しているのか、お尋ねいたします。

福田都市整備係長 景観協定についてなんですけども、景観協定は行政主導ではなく住民主導で土地所有者等の全員の合意より協定を締結することができる制度とされています。合意を締結されたものに対して景観行政団体の長が認可することによってその効力を発するものとなっています。協定に定める必須事項として、景観協定の目的となる土地の区域、「景観協定区域」といいますが、土地の区域、そして、良好な景観の形成のための掲げる事項のうち、必要なものということで、建築物の意匠形態であるとか、敷地とか、位置とか、あとは工作物も同様なものについて定めるものとなっております。そして、景観協定の有効期間、そして景観協定に違反した場合の措置。これらを協定に定めていただくこととなります。全員の土地所有者の合意となっておりますので、その合意形成状況をみて、合意形成を確保することが難しい場合においては、景観協定区域の移設というものがございまして、合意が得られなかったところについては、協定の内容を適用させず、隣地という扱いになります。規制内容につい

てなんですけども、法で直接規制できない、例えば建築物や工作物の用途、使い方の制限であったり、例えばソフトな事項としまして、建築物の全面に花を設置するとか、清掃活動の回数を定めるとか、そのような事項も協定で可能となっております。不当な制限については、土地所有者等の全員の合意によるものなので、基本的にはないと考えていますが、市が示している方針、極端な例ですが、都市計画で商業地域と定めている区域内で店舗系の用途をすべて禁止するなど、そのような相違がある場合については、市のほうが認可をすることができませんので、これに該当すると考えております。

林 委員 最後に副市長にお尋ねいたします。景観条例というのは手段であって本市が目指す、その先にあるものというのは、今すぐ理想の街並みを形成するものでないというふうに思っております。住民と行政が一体となって、住民自らが守りたいものを決めて 10 年、20 年、30 年と長い年月をかけて、1 つ 1 つの景観という文化を積み重ねていって、その文化を次世代に引き継がれていくものと認識している。そのためには、その対象となる景観形成重点地区において、常に「住民との対話」に重きを置くことが求められ、それは、決して上から押し付けるものではなく、未来に思い描く我がまちの姿を「共に築きあげる」という姿勢が重要になると考えております。行政としても横断的に全庁挙げて取り組む姿勢とともに、我々議会も含め、住民と行政が今後も対話を重ね続けながら、未来に描くまちづくりに努めなければならないと私は認識していますけども、このことに対する副市長の見解をお尋ねして質疑を終わらせていただきます。

大谷副市長 ご指名でございますので、私から回答申し上げます。只今委員がご指摘ありましたとおり、いわゆる本市が目指す良好な景観形成、これに向けますは、まず地域で大切に守られてきた景観特性といいますか、これとこれを守るんだという、まず住民意識というものがまずございまして、それが文化にまで高められてきた、そういった高めていただいたものを次世代に継承することが、何よりも重要だと私は認識しております。たとえば、この日曜日に 90 回忌を迎えました、金子みすゞさんの王子山などから見る仙崎の景観、これに対するまなざしとか感性といったものは、私ども、現代を生きる人間に対しても十分理解できるものだと思いますし、どなたもその点についてはご納得いただけたと思います。このように、上からの押しつけで景観形成が成就するというのはあり得ないわけでございますことは、例えば中九州の湯布院温泉や黒川温泉といったところの、今現在の隆盛でございますけども、これは地元旅館業者やその地域住民といった方々が、どこまでも住民主体で長年にわたって協議を重ねられてきた結果、この話し合いの中からもたらされたものだというふうに思いますので、これを見ると明らかではないでしょうか。条例案の、ご

覧いただきまして第3条第4項には、行政が施策の策定及び実施を行うにあたっては、市民や事業者の意見が十分に反映されるよう努められなければならないというふうに謳っております。こうした考え方のもとでお示しの重点地区におきましては、平成29年度、昨年度から施行者、住民のワークショップ、こういったものを重ねて本年度は意見交換会や説明会、相談会など逐次やってまいりました。そういった過程を踏んで、最終的な合意形勢に至ったところでございます。これも決して代表者の同意をいただくだけではなくて、各自治会としての同意をいただいて、長門湯本地区景観計画に反映させていただいたところでございます。当然市といたしましても、たとえば経済観光部が今、温泉トップ10を目指す取り組みを進めておりますように、そしてそういう中で景観に関わっているということもございますように、建設部だけではなくて、全庁的に取り組んでまいる所存でございます。市といたしましては、長門市の景観、これの形勢に向けてこれからも市民、事業者、そして行政それぞれの役割を認識して、どこまでも対応を続けながら共に築き上げてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、どうか委員の皆様にはご理解を賜りたいと存じます。

中平委員 先ほど先野さんのほうからも質問が出たと思いますが、色彩とか、条例の最後のほうにいきますと、湯本とかはもう本当、小さなネオン管、小さなというか1m 平米くらいのネオン管も取り締まるというか、協議するような条文がありますし、だから僕が言いたいのは本当、住民との話し合いで、結局市長が勧告する、命令するということになったら、あなた趣味悪いよと。そういう話になるわけです。言われたほうはやっぱりショック受けますよ。だから本当、優しい条例であって、林議員も言われたように上から目線ではない条例にさせていただきたいと思います。副市長もし何かあったら。

大谷副市長 先ほど色彩の話がでましたけれども、これは他市の話で恐縮ですが、たとえば萩市さんなんかは色彩を、あそこは伝統的建造物がたくさんございますから厳しいのは承知しておりますけれども、色の何番の何々とか、相当厳しい色彩の規制と言ったら失礼ですがかかっております。しかし、私どもは先ほどから申しておりますように、最終的な合意形勢の中で、たとえば湯本温泉であれば屋根は関州瓦で統一しましょう、ただし赤瓦でも黒瓦でもグレーの瓦でも良いですよというふうにしておりますし、壁についても色はアースカラーと申しますか、茶系統ですね、このくらいの色合いでどうでしょうかということで、やわらかい、ソフトな形で今進めて今回の合意形勢に至っているところでございますので、先ほども答弁申し上げましたとおり、どこまでも丁寧に対応を続けながらこの景観条例の、そして景観計画の指定行為に努めてまいりたいというふうに申し上げて、私の決意表明とさせていただきます。

南野委員長 ほかにご質疑はございませんか（なしと呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで暫時休憩したいと思います。55 分から再開させていただきますと思います。

— 休憩 15 : 49 —

— 再開 15 : 55 —

南野委員長 それでは休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、議案第 21 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

中谷教育部長 それでは議案第 21 号について補足説明を申し上げます。少年安全サポーターにつきましては、市内小中学校における生徒指導上の諸問題の未然防止や、早期解決及び児童生徒の安全確保を目的として、平成 28 年度から設置しておりますが、3 年を経過し、学校と連携した効果的な支援が実現できていることに加えまして、専門的知見を必要とするケースが増加していることなどから、勤務日数を 1 ヶ月あたり 12 日から 15 日に変更し、報酬額を月額 10 万 8,000 円から月額 13 万 5,000 円に改めるものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（なしと呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 22 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 議案第 22 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。本議案は建築基準法の改正によりまして、建築物の敷地が建築基準法上の道路に 2m 以上接しなければならないとした接道規制ついて、一定の基準に適合する道路で、200 m²以内の 1 戸建て住宅を建てる場合に限りですけども、今後は建築審査会の同意を省略して、限定行政庁であります本市において、認定ができるようになったことから、建築確認申請に係る手数料について所要の改正を行うものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 議案第 27 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」については、提案説明のとおりであり、特に補足すべきところはございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（なしと呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 29 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

谷村上下水道局長 水道給水条例の基準であります水道法施工規則の一部を改正する省令が改正されたことから、水道の布設工事監督者の資格を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 この布設工事監督者という者が、市の職員におられる者なのか業者におられる者なのか、どういう者なのかということと、この改正によりまして市にどのような影響があるのかを伺いたいと思います。

宗村施設整備課長 布設工事監督者が監督業務を行うべき水道工事につきましては、市の水道給水条例の第 44 条に規定されておりまして、重要な水道施設等の新設や増設、大規模改造に関わる工事につきまして監督をするものでございます。この度、変更となりました資格につきましては、平成 31 年度技術士の国家試験から第 2 次試験の上下水道分野の選択科目のうち、水道環境が廃止され、上水道及び工業用水道に統合されたことに伴い、布設工事監督者の資格を定めている市の条例を改定したものでございまして、市の職員でこれに該当する職員はおりません。

南野委員長 ほかにご質疑はございませんか。（なしと呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（な

しと呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 16 : 00 —